（広告第4号様式）

川崎市　広告募集説明書　（印刷物広告媒体資料）

募集件名	川崎市立図書館レシート表面広告				
募集の内容	川崎市立図書館各館（地区館7館、分館等6館）において、資料（図書、雑誌、CD等）の貸出時や予約受付時等に出力されるレシート表面下部に掲載する広告の募集です。川崎市立図書館各館から掲載希望館を選択いただけます。 別添「広告掲載仕様書」も合せてご確認ください。 広告の掲載をご希望の事業者様又は広告代理店様は、別添「広告掲載申込書」「役員等氏名一覧表及び同意書」に広告原稿案を添えて、申込期間内必着でご提出ください。なお、同一内容の広告を複数館において掲出される場合には、まとめてお申込いただくことができます。				
発行部数	全館合計で月平均約17.9万枚（平成30年1月1日から12月31日）				
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様				
申込資格	(1)	「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」（以下「要綱等」という。）に規定する規制業種・事業者でないこと			
	(2)	地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと			
	(3)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者			
	(4)	川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと			
選定基準	同一館・同一月の申込が複数ある場合には、申込受付可能な広告料の合計額が多い申込者を選定します。同額の場合には、次の順番により選定し、なお同順位の場合には抽選とします。 第1順位　出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの 第2順位　公共的性格のある私企業で、市内に事業所を有するもの 第3順位　前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの 第4順位　その他私企業または自営業等				
募集についての説明	**この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。**				
	期間	から　　平成32年1月31日17時　　まで			
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。			
申込み	**この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。**				
	期間	**掲載希望月の前々月末日17時まで**			
	方法	**下記担当まで、直接又は郵送にて**			
担当部署	教育委員会事務局生涯学習部中原図書館広告事業担当				
	住所	〒211-0063　川崎市中原区小杉町3-1301 武蔵小杉西街区ビル			
	電話・FAX	**電話**	044-722-4932	**FAX**	044-733-7524
	eメール	88nakato@city.kawasaki.jp			

【添付資料】　☐ なし　■ あり　（広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書、川崎市立図書館レシート表面広告取扱要領、川崎市立図書館資料収集要綱）

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0.html

（広告第4号様式）

広告掲載仕様書（印刷物広告媒体資料）

1　印刷物の概要

名　称		川崎市立図書館レシート表面広告
規格	判型	横8㎝。縦の長さは貸出冊数等により異なります。
発行部数		全館合計で月平均約17.9万枚（平成30年1月1日から12月31日）
発行頻度		貸出処理時等に出力
配布期間		掲載希望月の1日から年度内の希望月の末日まで ※休館日：施設点検日（毎月第3月曜）、館内特別整理期間、年末年始、その他臨時休館
配布エリア		川崎市立図書館の地区館7館、分館等6館から選択
配布対象者		図書館資料を借りる方等
内容等		・QRコードの掲載も可能です（150×150ピクセル推奨）。 ・サービスマークを付すことができます。 ※本市図書館システムの制約により、掲載できないことがあります。詳細についてはお問合せください。
配布方法		・図書館カウンターで手渡し ・自動貸出機やOPAC（館内利用者用検索機）から、利用者により出力

広告掲載イメージ

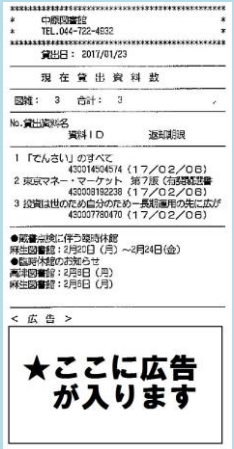

2　掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース（縦×横）等	枠数	色数
レシート最下部 ※右上「広告掲載イメージ」参照	・41㎜×72㎜（328ピクセル×576ピクセル） ・4MB以内	1	黒1色

広告料（1館・1ヶ月・税込）	・中原図書館：10,000円 ・川崎・幸・高津・宮前・多摩・麻生図書館：7,500円 ・大師・田島・日吉・橘・柿生分館、菅閲覧所：2,500円
広告掲載が望ましくない業種・内容	・広告掲載の可否等については、川崎市広告掲載基準に基づくこととします。 ・この他、川崎市立図書館資料収集要綱第7条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できません。 ・広告の内容については、図書館のイメージを損なわないものとしてください。

入稿締切	掲載開始日の5日前まで	入稿形態	データ入稿（BMP、JPEG、GIFのいずれか）

留意事項	※川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準及び川崎市立図書館レシート表面広告取扱要領を遵守してください。 ※広告料には、制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。 ※原稿内に、広告である旨を明記してください。 ※掲載開始以前に広告掲載をキャンセルする場合でも、既納の広告料をお返しすることはできません。